

令和8年9月7日

障がい者就労支援事業所 各位

岐阜県セルフ支援センター

販売イベントへの出店事業所募集について

岐阜県セルフ支援センター事業の推進につきましては、日頃より格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、下記の販売イベントを開催します。

つきましては、出店事業所を募集しますので、希望される場合は期限までにグーグルフォーム(<https://forms.gle/3DHcSBPnsLDBmtxb7>)にてお申し込みくださいますよう、お願い申し上げます。

記

イベント名	県庁昼食・展示販売【令和8年10～12月開催分】
募集事業所数	昼食販売：1事業所 展示販売：1事業所 （予定）
販売日時	*販売日 10月 ... 火曜日： 6日、13日、20日、27日 木曜日： 1日、8日、15日、22日、29日 11月 ... 火曜日： 10日、17日、24日 木曜日： 5日、12日、19日、26日 12月 ... 火曜日： 1日、8日、15日、22日 木曜日： 3日、10日、17日、24日 ※販売日は変更になる可能性があります。 *販売時間 11:30～13:00
販売場所	岐阜県庁2F 物販スペース
申込期限	令和8年9月9日（水）必着
備考	・パンやお弁当などを販売する事業所は全て昼食販売、その他の事業所は展示販売とします。 ・出店事業所数に応じて、以下のとおり販売機を準備いたします。 ＜事業所ごとの使用可能台数＞（2事業所出店の場合） 昼食販売：正方形机4台 展示販売：正方形机3台 ・試飲・試食は不可です。 ・やむを得ず、当販売イベントを中止または延期する場合がありますので、ご承知おきください。

◎コンプライアンス（法令遵守）について

- ・価格は、わかりやすいところに表示してください。
- ・全ての販売物には、製造物責任法（通称 PL 法）が適用されます。
- ・販売物品や食品は「食品衛生法」や「薬機法」等に反しないものであり、「食品表示法」、「家庭用品品質表示法」などの関連法を遵守してください。
- ・食品を取り扱う事業所は、販売前に賞味期限の誤記載がないかの再確認をお願いします。

◎お申し込み方法について

- ・グーグルフォーム (<https://forms.gle/3DHcSBPnsLDBmtxb7>) にて 令和 8 年 9 月 9 日（水） までにお申し込みください。

◎販売方法について

- ・各事業所の販売員による対面販売、個別会計をお願いします。
- ・のぼり旗や看板等を持参する場合は、県庁に事前の申請が必要になりますので、出店申込書の特記事項にご記入ください。

◎利用料徴収について

当センター設置規則第 5 条にもとづき、販売斡旋利用料として売上金額の 5%を後日請求させていただきます。

◎出店確定の連絡について

出店の可否の結果については、申込事業所すべてに連絡いたします。

❖お問い合わせ先❖

岐阜県社会福祉協議会・岐阜県セルフ支援センター

TEL 058-201-1561

FAX 058-275-4888

担当：安田

[illegible]

岐阜県セルプ支援センター安田行き
FAX 058-275-4888